



## 行政指針の普及目標の対象となる放送番組における 字幕番組の割合(注2)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
<b>四国の民放10社(注3)</b>	<b>62.6%</b>	<b>61.7%</b>	<b>64.7%</b>	<b>67.8%</b>	<b>69.5%</b>
<b>全国の系列ローカル局(注4)</b>	<b>62.4%</b>	<b>61.2%</b>	<b>64.0%</b>	<b>66.4%</b>	<b>69.4%</b>

注1 字幕放送の実施事業者は、平成25年度において地上民放テレビ127社中125社(※オープンキャプションを含むと127社)。平成24年度と同じ。

注2 2週間のサンプル週(平成25年5月27日(月)～6月2日(日)及び11月25日(月)～12月1日(日))における調査。

普及目標の対象となる放送番組とは、7時から24時までの間に放送される番組のうち、次に掲げる放送番組を除くすべての放送番組をいう。

- ・技術的に字幕を付すことができない放送番組(例 現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組)
- ・外国語の番組
- ・大部分が器楽演奏の音楽番組
- ・権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組

注3 四国放送、高知放送、西日本放送、南海放送、瀬戸内海放送、テレビ愛媛、テレビ高知、あいテレビ、愛媛朝日テレビ、高知さんさんテレビの10社

注4 在京キー局5局、在阪準キー4局、在名広域4局を除く101社